

1. 我が国の幹線道路事業における計画決定プロセス

我が国の広域的な幹線道路事業の計画策定の段階を、構想段階と計画段階に分けた場合、  
 構想段階（都市計画原案作成までの段階）では欧州各国とは異なり、行政内部で計画を検討し、ルート等の概略計画を作成。  
 計画段階（都市計画手続着手後の段階）では、都市計画法に基づき住民に計画の説明がなされるとともに、意見提出の機会が与えられ、これらの意見等を踏まえ、行政が詳細計画を作成。なお、環境アセスメントもこの都市計画手続と並行して実施。

